

京都市外国籍市民意識・実態調査報告書

平成 19 年（2007 年）12 月

京都市

京都市外国籍市民意識・実態調査報告書

平成 19 年（2007 年）12 月

京都市

はじめに

本市では、1997年に市内に在住する外国籍市民の生活上の不便や悩み、行政への要望などを把握し、市政に反映させるために、「京都市在住外国人意識・実態調査」（以下、前回調査）を実施しました。その調査結果に基づき、同年、京都市の国際化推進の基本的指針となる「京都市国際化推進大綱」（以下、大綱）を策定し、市内に住む外国人を同じ市民として受け入れ、「共に生きる社会」を築くことを目標に掲げ、その実現に向けた様々な取組を進めてきました。

前回調査の実施及び大綱の策定から10年間の経過し、近年、在日韓国・朝鮮籍市民の高齢化の一層の進展や、新たに市内に定住する外国人の増加など、本市の外国籍市民を取り巻く状況は大きく変化しています。このような本市の国際化を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、現在、京都市の国際化の新しい指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」の策定を進めています。

今回、この新たなプランへの反映をはじめ、今後の外国籍市民に係る施策を検討するに当たっての参考とするため、改めて「京都市外国籍市民意識・実態調査」を実施しました。調査の実施に当たっては、前回調査・分析を行った財団法人世界人権問題研究センターに委託し、前回調査との比較を含む専門的な観点からの分析を行い、本市に在住する外国籍市民の実態と抱える問題についてのより正確な把握に努めました。

この調査報告書は、本市における今後の施策展開の基礎資料となるものですが、関係機関、団体等をはじめ市民の皆さまに広く御活用いただき、すべての人々が国籍や民族、文化の違いを超えて、お互いを理解し尊重しあう「多文化共生社会」の実現への一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、この調査の実施に当たり御協力をいただきました多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成19年12月

京都市総務局国際化推進室

目次

第1章	調査概要	1
1	調査の趣旨と実施概要	
2	回収状況	
3	母集団との比較	
4	報告書のみかた	
第2章	結果概要	6
第3章	京都市の外国籍市民の概況	14
1	総数及び国籍別概況	
2	在留資格別の外国人登録者の概況	
3	行政区別分布と居住地域の特性	
第4章	結果分析	23
1	回答者の属性	
2	使っている言葉	
3	地域・近所とのかかわり	
4	育児・教育	
5	医療・年金	
6	行政・団体サービス	
7	日本社会の差別と偏見	
8	住まい	
9	緊急時の対応	
10	外国籍市民施策のあり方	
11	自由回答欄	
	自由記述欄への記入内容一覧（付・職業内容一覧）	119
	集計表	153
	質問票	215

第1章 調査概要

1 調査の趣旨と実施概要

京都市では、外国籍市民が同じ市民として受け入れられる、暮らしやすいまちづくりを進めている。この取組を推進するに当たり、市内に在住する外国籍市民の生活上の不便や悩み、行政への要望などの実態を把握して今後の市政に反映させるため、1997年、「京都市在住外国人意識・実態調査」（以下、前回調査）を実施するとともに、その結果を踏まえて「京都市国際化推進大綱」を策定した。

その策定から今年で10年が経過するが、近年、新たに市内に定住する外国人（いわゆるニューカマー）の増加に伴い、言葉や文化などの相違に起因する地域における孤立の問題や教育現場での言葉の問題など、様々な問題が生じるようになってきている。このような本市の国際化を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、現在、京都市の国際化の新しい指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」の策定を進めている。

この新たなプランへの反映をはじめ、今後の外国籍市民に係る施策を検討するに当たっての参考とするため、本市に在住する外国籍市民の実態と抱える問題についてより正確に把握することを目的に、前回の調査に準拠する形で「京都市外国籍市民意識・実態調査」（以下、本調査）を実施した。

調査票は前回調査と同様、在留期間や在留に至った背景などを考慮し、部分的に質問項目を違えたものを2種類作成して両方を同封、発送した。「1952年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方」用と、「外国で生まれて、1953年以降日本にお住まいの方」用であり、どちらか一方を選択して回答してもらった。本報告書では、必要に応じてこれら2種類の票別集計・分析や比較を行うが、その際、便宜上、前者を「オールドカマー」、後者を「ニューカマー」と呼ぶ場合がある。

また、調査票は、日本語版・ハングル（韓国語・朝鮮語）版・中国語版・英語版を用意し、対象者の国籍に応じた言語と日本語との計2言語分を同封した。なお、これ以外の言語での回答希望にも応じる体制をとった。

調査期間：2007年6月29日～7月20日

方 法：郵送（配布・回収とも）

対 象：京都市に在住する20歳以上の外国人登録者

抽出方法：外国人登録者名簿を用いた層化抽出（各行政区及び支所別に比例割当、抽出率約10分の1）

2 回収状況

回収状況は以下のとおりである。

発送数	3,700 票
不達数	231 票
回収総数	982 票
有効回収数	979 票（うち、オールドカマー用 594 票、ニューカマー用 385 票）
有効回収率	約 26.5%

なお、回答内容（年齢や居住年数など）から見て、調査票を取り違えて回答していることが明白なケースについては、本来選択すべき票のデータとみなして集計した。

回答言語別の内訳は、日本語 74.5%、英語 11.7%、中国語 8.8%、ハングル（朝鮮語・韓国語） 5.0%であった（オールドカマー用調査票では、日本語 98.1%、ハングル〔朝鮮語・韓国語〕 1.7%、中国語 0.2%。ニューカマー用調査票では、日本語 37.9%、英語 29.9%、中国語 22.1%、ハングル〔朝鮮語・韓国語〕 10.1%）。

3 母集団との比較

本調査に当たっては、京都市に在住する 20 歳以上の外国籍市民の総数 36,908 人（2007 年 6 月 1 日現在）を母集団として、調査票の郵送対象者 3,700 人を無作為に抽出した。以下では、性別・年齢別・国籍別・居住行政区別による母集団と回答者の割合の比較を提示する。

（1）性別

上記の 36,908 人を母集団として、本調査における母集団ならびに回答者の性別分布の割合を示したのが表 1 である。有効回答数においては女性の方が割合としてやや高い数値を示しているが、母集団においても女性数が男性数を少し上回っており、両者の男女比に大きな差異は見られない。

表 1 性別分布（単位：％）

	前回調査	本調査	
	有効回答数 (N=851)	母集団 (N=36,908)	有効回答数 (N=960)
男	50.1	47.6	45.0
女	49.9	52.4	55.0

*前回調査では性別による母集団との比較をおこなっていない。

（2）年齢

本調査における母集団ならびに回答者の年齢分布の割合を示したのが表 2 である。両者を比較すると、20 歳代・30 歳代までは回答者の割合が母集団のそれを下回っているが、40 歳代を境に回答者の割合が高くなる傾向が見てとれる。参考のため掲げた前回調査時の回答者の割合と比較した場合、20 歳代ではほぼ同程度、30 歳代・40 歳代では本調査の方のポイントが低くなっている一方、50 歳代・60 歳代・70 歳代以上では本調査の方のポイントが高い。

表2 年齢別分布（単位：％）

	前回調査		本調査	
	母集団	有効回答数	母集団	有効回答数
	(N=28,192)	(N=853)	(N=36,908)	(N=967)
20歳代	25.7	21.5	27.0	21.3
30歳代	23.0	28.0	21.6	19.0
40歳代	19.9	19.2	15.3	15.5
50歳代	15.1	15.8	15.0	17.0
60歳代	8.9	9.4	11.7	16.3
70歳以上	7.3	6.1	9.5	10.8

（3） 国籍

同じく 36,908 人を母集団として、本調査における母集団ならびに回答者の国籍別分布の割合を示したのが表3である。韓国・朝鮮籍の比率が両者で近接しているほか、他の国籍においても両者のポイントが近似している。前回調査時の回答者の割合と比較した場合、韓国・朝鮮籍のポイント微増と中国籍のポイント微増、アメリカ国籍のポイント微減が見られるほか、「その他」国籍のポイント減少が見られる。

表3 国籍別分布（単位：％）

	前回調査		本調査	
	母集団	有効回答数	母集団	有効回答数
	(N=43,565)	(N=857)	(N=36,908)	(N=968)
韓国・朝鮮	80.1	60.7	65.2	65.4
中国	10.2	12.7	19.5	17.5
アメリカ	2.1	3.5	2.8	2.4
フィリピン	1.1	2.3	2.4	2.3
イギリス	0.7	1.6	0.9	1.5
その他	5.8	19.1	9.2	10.9

*ここでの前回調査の母集団は 1996 年末における京都市の外国人登録者総数。

（4） 居住行政区

同じく 36,908 人を母集団として、本調査における母集団ならびに回答者の居住区別分布の割合を示したのが表4である。ここでもまた、各行政区の比率は両者で同程度の数値を示しており、回答者の分布の割合は母集団の分布をほぼ反映する形になっている。前回調査時から本調査時までの間に、2005年に京北町が京都市に編入されるなど、行政区域の異動があったが、前回調査時の回答者の割合と比較しても、特に目立った差異は見られない。

表4 居住行政区別分布（単位：％）

	前回調査		本調査	
	母集団 (N=43,565)	有効回答数 (N=856)	母集団 (N=36,908)	有効回答数 (N=969)
北区	6.4	7.4	6.5	7.7
上京区	3.8	4.1	4.9	5.1
左京区	13.9	15.7	14.1	15.0
中京区	5.3	5.5	5.4	5.2
東山区	2.1	1.3	2.8	2.0
山科区	5.3	3.6	6.0	5.6
下京区	3.2	2.9	4.5	5.3
南区	17.8	16.9	15.3	13.4
右京区	15.1	15.3	14.0	14.7
西京区	8.7	10.4	7.6	8.5
伏見区	18.3	16.9	18.9	17.8

*ここでの前回調査の母集団は1996年末における京都市の外国人登録者総数。

4 報告書のみかた

◆本調査では、在留期間や在留に至った背景などを考慮して部分的に項目を違えた2種類の調査票を用いて調査を実施した。報告書という「オールドカマー」・「ニューカマー」は、2種類の調査票の回答者を、それぞれ便宜的に指しているものである。

「オールドカマー」は「1952年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方」用票、「ニューカマー」は「外国で生まれて、1953年以降日本にお住まいの方」用票の回答者である。

◆分析の際に1997年に実施した調査との比較を行うことを前提とした関係で、調査票の作成に当たっては前回調査で用いた調査票をベースとし、一部に補正や質問事項の追加を行ったものの、大幅な改編は避けた。

◆調査結果の分析に当たっては、1997年に実施した調査データと今回の調査データとの比較を随時行っているが、文中、前者については「前回調査」、後者を「本調査」と表記している。また、数値を列挙する等の際して、「前回」「今回」とする場合もある。

◆調査対象者の国籍は、原則として本調査において回答者が答えた国籍名で取り扱った。自由記述部分で「韓国人」「朝鮮人」などと表記している場合はそのままとした。

また、文中では「〇〇人」という表示もしているが、国籍を分析の対象とした箇所ではとくに「〇〇国籍者」とすることもあつた。

◆分析の本文中における「設問4-1」などは、質問票の項目番号(4-1)などに対応する。項目の全容は、本報告書の巻末に質問票の原文を載せて示した。

- ◆結果の分析に当たっては、回答の比率だけでなく自由記述の内容も参考にした。どの記述を引用するか
の選択に当たっては、内容に偏りの生じないように配慮したが、それぞれの記述はあくまでも個別の意見や
経験であり、そのまま代表的な見解とみなすことはできない。具体的経験を語っているので、必要と思わ
れる範囲で取りあげたものである。
- ◆自由記述の引用に際しての留意点は以下の通りである。
 - ・ 外国語による自由記述部分は、翻訳して引用している。
 - ・ 日本語で記入された自由記述には、明らかな誤記や意味の通りにくい箇所などが散見されるが、引用
に際しては原文のままとしている。
 - ・ 引用文中では、適宜、句読点を付している。
 - ・ 引用箇所内の〔 〕は引用者による補足である。
 - ・ 引用箇所の末尾には記入者の属性を（ ）内に付し、回答者の国籍、年齢層、性別の順に並べて記
載した。
- ◆パーセンテージは四捨五入した値である。そのため、合計が100%とならない場合がある。
- ◆「N=851」などの表示は、その質問項目における有効回答総数を表す。比率はすべて、無回答・非該当を
除外した後の、その有効回答総数を100%として算出してある。複数回答可の設問については、比率の合計
が100%を超える場合がある。
- ◆棒グラフは、見やすくするためパーセントを記載していない場合がある。必要に応じて巻末の集計表を参
照されたい。

第2章 結果概要

本章では、今回の調査で明らかになった事柄のうち特に重要なものを箇条書きの形式でまとめて示す。回答の比率など細かい内容は、第4章の各節および集計表を参照していただきたい。

1 回答者の属性

【オールドカマー・ニューカマーに共通する事柄（以下4項目）】

- ◆京都市への定住性の高まり：オールドカマー・ニューカマーとも多くの人が京都に住み続けることを希望している。この永住意思にこたえられるような住み心地の良さや社会的環境が、外国籍市民に対して継続的に提供されることが求められている。
- ◆「家族内国際化」の進展：日本国籍者を配偶者に選ぶ人が増加しており、その結果、子や孫がいる人のうち、「日本国籍の子や孫」が「いる」とした回答も、オールドカマーで過半数、ニューカマーでも4割を超えた。家族・親族が多様な国籍帰属をしている状況の進展が見られた。
- ◆雇用形態の非正規化，非就業化：常勤者が減少し、その分だけパートタイム就労者と非就業者が増加した点が注目される。
- ◆主体的存在としての外国籍市民：様々な活動への参加意欲を持った人が多く見られる。このことから外国籍市民は、単に生活上の不自由や人権侵害の問題から救済されるべき受け身の存在なのではなく、積極的に京都市の中で活動する意欲を持った主体的市民でもある、ということが改めて示された。

【オールドカマー回答者について（以下7項目）】

- ◆オールドカマーの年齢の面では、50歳代以上の回答者が60%以上を占めており、前回調査に比しても高齢化が顕著になっている。また、朝鮮半島出身の一世は回答者の1割未満と少なくなっている。
- ◆オールドカマーの行政区別居住地域としては、右京区・南区・伏見区に住む人がそれぞれ15%以上を占め高比率を示した。
- ◆オールドカマーにおいては京都市に「30年以上在住している」「ずっと京都に住み続ける」への回答がともに8割近くを占め、前回調査と比較しても、京都市への定住傾向がより強まっている。つまり、オールドカマーの大半は、京都の地に永住する外国籍市民であると考えられる。
- ◆オールドカマーの教育の面では、2割近くの回答者が、「日本にある外国系・民族系」の学校に通ったことがあるとしており、民族教育に対する少なからぬニーズを示している。
- ◆オールドカマーにおいては1970年代生まれの世代辺りから、韓国・朝鮮籍者のうち半数以上が日本国籍

者を配偶者に選ぶ傾向を示している。

- ◆オールドカマーの従業上の地位に関しては、「被雇用者」が過半を占めるとはいえ、自営業者の比率も非常に高く、「家族従事者」も加えると、3人に1人が何らかの形で、自営業に携わっていることになる。在日韓国・朝鮮人の職業選択環境の厳しさが影響していると考えられる。
- ◆オールドカマーにとっては、国政レベルも地方レベルでも参政権が認められていない状況が、日本社会のなかで市民として生活していくうえでの大きな壁と意識されている。また、偏見や差別の存在を指摘する声も多数あった。

【ニューカマー回答者について（以下 10 項目）】

- ◆京都市全体の外国人登録者は統計上男性より女性のほうが多いが、本調査のニューカマーでも、女性の回答者が6割を占める
- ◆ニューカマーでは30歳代以下が70%に近く、比較的若い年齢層の渡日者が多い。とくに「学生」の比率は、4分の1を超えている。
- ◆ニューカマーの国籍は、中国、韓国・朝鮮、アメリカ、フィリピン、イギリス、カナダの順に多いが、日本の他の多くの地域で見られる、ブラジルやペルーなど南米出身の人々が増加する傾向が見られない。
- ◆ニューカマーの在留資格で最も多いのが「留学」の約24%であり、「永住者」（約21%）、「日本人の配偶者等」（約16%）がそれに続く。
- ◆最終学歴に関しては、留学生を除外して集計してみても、「大学」と「大学院」をあわせて過半数を占め、技術者・研究者・教員などが多い京都のニューカマーの特性を示している。
- ◆ニューカマーの居住行政区を見ると、左京区と伏見区が突出して高率であり、合わせて4割以上の回答者が両区に住む。
- ◆京都市居住歴「10年以上」とする回答は、前回調査から10ポイント増加の30%近くになっており、京都市に定着するニューカマーが増える傾向がよみとれる。
- ◆婚姻関係に関しては、既婚者のうち配偶者（死別・離別も含む）が日本国籍であると答えた回答者が、今回の調査で過半数を超えた。
- ◆「外国籍」を意識する機会に関してニューカマー特有のものとしては、日本人の「まなざし」にさらされることの苦痛の声が非常に多く聞かれた。またそれ以外にもあからさまな排他的対応の事例報告があった。
- ◆さまざまな活動への参加に関して、ニューカマーにおける参加意欲の高さが顕著に見られた。特に、「人権や環境、福祉などのボランティア活動」と「母国の文化・歴史の紹介」など、参加意欲がかなりの高率で

あったが、実際に「参加している」人の比率は低い水準にとどまるものもあり、参加意欲を実行につなげる仕組みづくりが要請されている。

2 使っている言葉

- ◆オールドカマーにおいては、日本生まれの世代が大半であるため、日本語使用には全く支障がないケースが大部分をしめる。しかし韓国・朝鮮籍高齢者においては、特に読み書きの面で、不自由しているケースが少なくないことが改めて明らかになった。
- ◆逆に、オールドカマーのうち日本生まれの世代においては、韓国語・朝鮮語が使用できない人々が回答者の7割をしめる。そうした中には、自らのルーツとなる言語を取り戻そうと望む人々の存在も見られる。
- ◆ニューカマーにおいては、日本語使用に不自由を感じている人は少なくないことが明らかになった。さまざまな生活情報を入手するためにも日本語を読む能力は必要であるが、留学生以外のニューカマーでは4割以上が「あまり読めない」もしくは「ほとんど読めない」という状況である。またすでに長年暮らす人の中にも、日本語の習熟には困難を感じるケースが少なくないことがわかった。
- ◆これを受ける形でニューカマーでは、「日本語を学ぶ外国人に対して、一定程度の能力まで学べるための支援が、もっとあるべきだと思う」といった意見など、日本語学習に対する支援を求める自由記述も多く見られた。

3 地域・近所とのかかわり

- ◆現住所での居住年数を見ると、オールドカマーでは「20～30年未満」「30年以上」と答えた人が約半数を占めているのに対して、ニューカマーは「3年未満」の人が6割を超えた。前回の調査結果と比べて、前者は定着性が強まっているが、後者については居住歴の浅い人が増えている。
- ◆全体として、ニューカマーよりもオールドカマーのほうが近所づきあいは深いこと、とくに「近所の人との立ち話」や「町内会・自治会活動への参加」の程度において、著しく差異のあることが明らかとなった。ただし、前回の調査結果よりも、地域社会とのかかわりが相対的に減少したという点は、オールドカマーとニューカマーに共通した特徴であった。
- ◆オールドカマーとニューカマーともに、現住所での居住歴が長い人、およびボランティア活動などの社会活動へ参加している人のなかに、近隣との関係形成や集団への参加が進んでいる人が多い。また、ニューカマーの場合は、「将来は日本を離れる」という人に比べて、「日本に永住する」と答えた人はつきあいが密であることがわかった。

- ◆ニューカマーに、「災害時の対応で困っているかどうか」を尋ねた結果、近所の人とあいさつを「しない」グループで「今、困っている」と答えた人は、あいさつを「する」グループで「今、困っている」人の約2倍に達した。

4 育児・教育

- ◆オールドカマー・ニューカマーを問わず、京都市在住の外国籍市民の子どもの約9割が「日本の国公立の学校・保育園」に通園・通学している。
- ◆オールドカマーの半数強、ニューカマーの約4分の3の人が、自分の子どもに「母国の言葉や文化に関する教育」を受けさせたいと望んでいる。

【オールドカマー回答者について（以下2項目）】

- ◆子どもに対するいじめや差別は若干改善傾向にはあるものの、依然として残っている。また、「ない」と回答しながらも、これから起り得るかもしれないいじめや差別に対して心を痛めている保護者の回答も見られた。
- ◆子どもの本名使用に関する意見には、「本名を名乗るのは当たり前のこと」「隠すことは人格形成に影響を及ぼす」「保護者は本名と通名の使い分け、子どもは本名を使用」「自分で決めること」といった意見の他に、本名使用が「いじめと差別につながる」と考えている保護者も見られた。

【ニューカマー回答者について（以下4項目）】

- ◆どの保育所・託児所にも通園していない乳幼児を抱える保護者が多く、一部に日本の学校教育では義務教育年齢にある子どもが、「学校には通っていない」とした回答も見られた。
- ◆保護者の滞在年数が長くなるほど、家庭での使用言語が日本語になる傾向にある。
- ◆子どもの育児や教育に関して、子育て情報のわかりにくさ、学費の高さ、日本語の能力の不足による授業の理解しにくさに困難を抱える保護者が多い。前回調査との比較においても、子どもの育児や教育に関する困りごとの大半の項目で、困難を感じる保護者が増加している。
- ◆約3分の2のニューカマーが日本語教育のサポートについて肯定的に受け止めている。

5 医療・年金

- ◆オールドカマーとニューカマーの医療保険への加入状況を見ると、9割以上の人々が何らかの保険に加入している。加入していない理由については、保険料支払いの負担の大きさや保険制度についての情報不足が主なものとして見られた。

- ◆オールドカマーとニューカマーにおける公的年金への加入状況は、全体では「加入していない」が最も多く (37.6%)、「共済・厚生年金」への加入者がそれに続く (35.2%)。ニューカマーに限定すれば、なんらかの公的年金に加入している人が全体の約4割にとどまり、約半数は「加入していない」、そして10人に1人以上は「わからない」と回答している。
- ◆ニューカマーの人々が「病気になって病院に行くときに困ったこと」については、前回の調査結果と比べて、著しい変化は見られなかった。なかでも、「病院がわからない」「病院でことばが通じない」「外国人に対して不親切」の項目では、前回よりも「困っている」と答えた人の比率が高くなった。

6 行政・団体サービス

- ◆行政サービスの認知状況については、オールドカマーとニューカマーとの差が大きい。ニューカマーの場合、「国民健康保険」を除き、ほとんどの項目で「知っている」という回答が3割前後にとどまるなど、認知度がきわめて低い結果となった。前回調査との比較では、オールドカマーにおいてはすべての項目で認知度が向上しているが、ニューカマーでは一部に認知度が低下している項目も見られた。
- ◆区役所で困った点については、「とくにない」という回答がオールドカマーで7割、ニューカマーで6割にのぼっている。他方、ニューカマーが困った内容としては、「手続きがわからない」「言葉が通じない」「どの窓口を利用していいかわからない」が上位を占めた。行政サービスの認知度の低さともあわせて、ニューカマーにおいては、サービスに関する情報入手の困難、窓口の利用に関する基礎知識の不足、窓口でのコミュニケーションの困難という問題を抱えていることがうかがえる。
- ◆京都市国際交流会館の存在については、「知らない」の割合がオールドカマーで半数以上、ニューカマーで2割台であるが、前回調査との比較では、会館の認知度がオールドカマーでは上昇し、ニューカマーでは低下した。会館のサービスの認知状況を前回調査と比較してみると、オールドカマーでは会館の行事以外、ニューカマーでは法律・出入国関連の相談以外のすべての項目で前回より「知っている」の割合が低下した。
- ◆京都市内でおこなわれている他の団体のサービスの認知状況については、オールドカマー・ニューカマーともにほとんどの項目で「知っている」の回答が1割にも満たなかった。
- ◆行政サービスや市政に関する情報の入手方法については、オールドカマーでは「京都市の広報誌（「市民しんぶん」など）、ラジオ、テレビ番組」と「日本語の新聞、雑誌、テレビ、ラジオ」を主な情報源としている。対してニューカマーでは情報源として突出した項目はなく、「入手する方法がない」という回答も1割近く見られた。特に来日して間もない場合は、母国語を介して情報を得ようとする傾向が強く、また、情報の入手が困難なケースも多いことがうかがえる。

7 日本社会の差別と偏見

- ◆オールドカマーの7割、ニューカマーの5割以上が「過去に差別された」と回答している。また、オールドカマーの3割以上、ニューカマーの4割が現在も何らかの差別を感じている。しかしながら、前回調査と比較すると、わずかではあるが日本社会の差別の状況は改善しつつあるといえる。
- ◆オールドカマー・ニューカマー、アジア系・欧米系を問わず、入居や住宅購入時に差別を感じた経験が多い。
- ◆韓国・朝鮮籍者を中心とするオールドカマーでは、社会保障と政治的権利といった制度的な面での差別を強く感じている。
- ◆欧米系の多くの人々は、日常生活において好奇の目で見られたり、避けられるような態度を示されるといった差別を経験している。
- ◆在日韓国・朝鮮人の本名使用については、一貫して本名を名のって生活している人々は前回調査よりも増加しているものの未だ20%に過ぎず、日本社会がいまだに「本名で生きにくい社会」であるということがうかがわれる。
- ◆結婚・交際に関して、オールドカマーの4割が「(外国籍市民であることの) うちあけ」に関する差別やトラブルを経験している。
- ◆就職・雇用に関して、オールドカマー、ニューカマーともに約4割が差別・偏見を経験している。とりわけ、採用過程において、差別を経験している場合が多い。また、オールドカマーでは「外国籍であるために不採用」「通称名使用の指示」、ニューカマーでは「外国籍であるために不採用」「賃金や労働条件が日本人より悪い」への回答が多くみられた。

8 住まい

- ◆オールドカマーでは持ち家率が約7割と高い一方、ニューカマーの3分の1は民営の賃貸共同住宅に居住している。ただし、前回調査と比較すると、ニューカマーの持ち家率はやや上昇して、約2割となっており、一部定住化が進みつつあることが推測される。また、公営住宅の入居者の割合は、ニューカマーで約16%と前回調査に比べ5ポイント程度上昇している。
- ◆賃貸住居の家賃の平均をみると、オールドカマーは京都市平均よりも高いが、ニューカマーで低い。また、ニューカマーの家賃は、必ずしも滞在年数と相関関係にあるわけではない。
- ◆とりわけニューカマーでは、情報面・金銭面に関してトラブルを抱える傾向が強い。中でも、「敷金・礼金・

保証金が高い・「住まいの探し方がわからない」といった項目の回答数は、オールドカマーと大きな差がある。

- ◆住宅差別に関しては、オールドカマーとニューカマーで同様の傾向がみられる。双方とも、「外国籍を理由に対応が悪化・入居拒否」に関しては2割、「入居希望物件が『外国人お断り』」は1割が経験している。前回調査に比べるとその比率は着実に減っているが、ニューカマーでは「保証人がみつからない」という回答がほぼ倍増し、新たな負担となっていることが明らかになった。

9 緊急時の対応

- ◆ニューカマー個人による災害対策の全項目において、「今後行う予定」と「わからない」を選択する割合がかなり高くなっている。これは、災害対策の意思は持っているが、どのように対策をとればいいのか「わからない」ニューカマーが多くいることを示している。
- ◆阪神・淡路大震災後すぐに行われた前回調査と比べると、特にオールドカマーや在住年数の短いニューカマーの災害対策はあまり進展しておらず、防災意識が弱まっていることが推測される。
- ◆行政に対しては、外国籍市民向けに防災知識や情報を提供することが依然として5割以上のニューカマーによって要望されている。またオールドカマー・ニューカマーを問わず、地域で防災訓練を頻繁に行うことや、外国籍市民と地域との繋がりを築いていくことが求められている。

10 外国籍市民施策のあり方

- ◆オールドカマーにおいて「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、「在留期間などの一定条件を満たした人については、地方参政権を保障する」と「公務員として働ける職域を拡大する（職種の拡大、管理職への登用など）」の2項目がこれに続く。これらの項目すべてにおいてその回答率は7割を占めているが、前回調査よりも回答率のポイントは低下している。しかし、上位を占める項目としては前回調査とまったく同様であり、この3項目がオールドカマーの変わらぬ要望として存在することが分かる。

ついで「ぜひ必要」とする回答が多かったのは、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」である。

- ◆ニューカマーにおいては「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、オールドカマーと同じく「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、回答率も6割弱で、前回調査とほぼ同水準である。ついで「ぜひ必要」と回答している割合が高い項目としては、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」となっている。

また、「ぜひ必要」「するほうがよい」を合わせた割合については、前回調査では「差別や偏見がなくな

るよう啓発を進める」の項目が8割台後半で最も高かったが、本調査では「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」の3項目で9割以上の回答率となっている。他の項目でも総じて回答率の上昇が見られ、「ぜひ必要」「するほうがよい」の合計値が多くの項目で前回時よりも微減しているオールドカマーとは対照的である。ニューカマーのみを対象とした多言語による生活情報の提供や相談窓口の充実などの項目についても、「ぜひ必要」「するほうがよい」の回答が8〜9割に達している。

1.1 自由回答欄

- ◆今回の調査自体について賛否両面の評価が寄せられているものの、総じて自身の意見・経験を表明する機会として本欄が活用されたという側面が見て取れる。
- ◆オールドカマーにおいては、参政権の要望とともに日本国籍取得の希望やそれに係る手続きの簡素化を求める意見が数多く表明されている。また、就職差別の実例を挙げたり、日本社会からの視線の厳しさを訴える記述などが見られる。行政等の関係機関については、職員の態度や、外国籍者に関わる知識の欠如からくる対応の不備を指摘する声などが見られる。
- ◆ニューカマーにおいては、日常生活のなかでの要望が比較的多い。特に自転車駐輪場や、生活上の困難について相談できる窓口の設置に対する一定のニーズが確認されるほか、行政・病院関連の情報などを英語ないし多言語で提供することが要望されている。一方、日本人を配偶者とする回答者からは、自国の文化・習慣に対する日本人側の理解不足を訴える声も寄せられた。

1.2 全体を通じて

今回の調査は有効回答率が26.5%であり、決して高い回答率であるとは言えない。しかし、多くの設問数にもかかわらず回答していただいたうえ、自由回答欄にも様々な思いや考えを記入していただいたことは、外国籍市民の市政に対する関心の高さを示すものと考えられる。また、あるオールドカマーが自由回答欄で述べているように、「外国人だけ特別扱いしてもいけない。無視してもいけない。基本的人権を有している人間として人間すべてが尊重される、暖かくて寛大な地域社会へと京都市がなってくれることを望む」という思いが外国籍市民の誰もが持つ願いを示していると思われる。今後、こうした思いを施策に反映させていくことが求められているといえる。

第3章 京都市の外国籍市民の概況

本章では、第4章の結果分析に先立ち、外国人登録者の現状や推移などから、本市における外国籍市民の概況について示す。

1 総数及び国籍別概況

京都市の外国人登録者総数は、表1のとおり、2006年末で42,258人であり、ここ数年間微減を続けている。また前回調査との比較では、1996年末が43,565人であるから、10年間で約3.0%の減少である。ちなみに、2006年末の全国の外国人登録者総数は2,084,919人で、1996年末の1,415,136人からおよそ1.5倍に増加していることと比較すると、京都市の場合は対照的な動きを見せている。京都府全域での対比でみると、府の総数54,213人に対して約78%を占めていることになる。

国籍別に見てみると、韓国・朝鮮籍者は27,695人で全体の約66%であり、前回調査時の34,914人との比較では約21%の減少である。ついで、中国籍者は8,353人で、前回調査時の4,420人との対比では約89%の著しい増加を示している。この両国籍者の合計登録人口は36,048人で全体の約85%を占めており、京都市の外国籍市民の問題を考える時の主たる対象者となることを認識する必要がある。第3位の米国は前回の921人から1,083人と微増しており、第4位のフィリピンは480人から948人と倍近く増加しており、第5位の英国は302人から354人と微増している。また、ブラジル人は前回調査時の203人から143人、ペルー人は130人から69人と減少しており、近年、日本の他の多くの地域で見られる、日系人が増加する傾向と著しい差異をみせている。こうした人々は、主として家族ぐるみの就労目的者であるとされるが、本市でその総数が僅かであるのは、大規模工場などが少ないことが原因として考えられる（以上、表1・表2参照）。

次に、以上の増減をさらに長期的にみたのが表3である。この表によると、京都市において外国人登録者の総数がピークであったのは1992年から1994年にかけてであり、総数で44,000人を超えていた。この時期は韓国・朝鮮籍者の比率が80%を超えていた時期で、それ以前の1980年代から1990年代初頭にかけては85%を超えていたという高い比率であった。1990年代後半に入ると、韓国・朝鮮籍者の比率は格段に低下して約70%となり、2006年には65.5%にとどまっている。一方、中国籍者は1989年の6.3%から漸増して1994年に10%を超え、21世紀に入って約15%、そして2006年には19.8%と、外国人登録者の約2割に達していることがわかる。

米国と英国はともに、この18年間にわずかに構成比率が高くなり、またフィリピンは同じ期間に0.8%から2.2%と高くなった。また、「その他」の国籍者も3.1%から9.1%に高まり、本市の外国籍市民の多様化がしだいに進行してきたことを物語っている。

2 在留資格別の外国人登録者の概況

次に、在留資格別の外国人登録者数をみる。表4のように、最も多い在留資格は「特別永住者」である。この資格は1991年にはじめて設けられた、戦前から日本本土に居住していた朝鮮半島や台湾などの旧植民地出身者とその子孫を対象とした在留資格である。1952年にこれらの人々は、法務府民事局長通達によって日

本国籍を喪失したものとされ、その結果日本国籍者とは異なる取扱いをされてきた。この人々も戦後60年を超えて世代交代が進み、在日の一世は年代的に見て減少が進んでいると思われる。一方、二世や三世については、日本での定住が最も現実的な選択肢となっており、居住・就労・教育・結婚・政治参加など、社会生活のあらゆる面で日本国籍を取得することがより便宜的であること、また日本で出生し、日本人と同様の社会生活を営んでいることの実態からして、「帰化」という法的手段で日本国籍を取得する事態が進行している。近年ではさらに、日本人とのいわゆる「国際結婚」が増加している。現行国籍法では、子どもの国籍は20歳までは親の意思により、日本または外国籍のいずれかを選択することが可能になっていることから、生活・教育上などの便宜性から日本国籍としておく、という人々が多いと思われる(こうした日本人との国際結婚で生まれた子どもをいわゆる「ダブルの子ども」という)。その結果も特別永住者数の減少に大きく関連してきていると考えられる。前回調査の時点では、特別永住者及び一般永住者の合計は、京都府で43,210人、京都市では33,881人であった。しかし、今回の調査時点での統計(2006年12月末)では、京都府全体では表2にあるように37,037人であり、京都市では表4のように特別永住者は25,006人、永住者を加えると28,558人である。このうち、特別永住者については、韓国・朝鮮籍者は24,919人、中国籍者は43人、「その他」の国籍者は44人である。このうち、「その他」の国籍者の中には、もともと韓国・朝鮮籍の特別永住者であって、その後、結婚によって、婚姻相手の国籍を取得した人々も含まれていると推察される(中国籍者の特別永住者でもあり得る)。

在日韓国人・朝鮮人、あるいは在日コリアンと呼ばれている人々は、韓国・朝鮮籍者のうち24,919人であって、特別永住者の99.7%である。そして国籍上の韓国・朝鮮籍者27,695人の約90%を占める。その差の2,776人が1952年以降に韓国から来た人々である。そのうち、「留学」が最も多く595人、「日本人の配偶者等」が274人、「家族滞在」が239人、これ以降は100人以下であるが、「永住者の配偶者等」、「就学」などが続く。なお、「永住者」は960人である。韓国・朝鮮籍の特別永住者及び一般永住者を前回調査の数値と比較すると、33,149人から25,879人へと実に約22%、4分の3に激減している。この原因は、一世世代の死去、「帰化」による日本国籍の取得、さらに先述の、日本人との国際結婚によって生まれた、いわゆる「ダブルの子ども」の日本国籍取得の増加などの要因の結果と考えられる。

在留資格別に見て「特別永住者」の次に多いのが「留学」の4,419人であり、「永住者」の3,552人、「日本人の配偶者等」の1,603人、「就学」の1,487人と続く。留学生のうち、中国籍者が2,741人で最も多く、以下、韓国・朝鮮、米国、タイ、インドネシアと続く。就学生についても、中国籍者が1,230人で最も多く、全体の約83%を占めている。留学生と就学生の合計は5,906人で、京都市における外国人登録者数の14%にもなり、前回調査と比較してもほぼ倍増しており、学術都市としての京都の特性をよく表している。このことは、留学生・就学生の問題は京都市における外国人の問題の中でも重要な問題の一つであることを示している。

「教授」の在留資格者は中国が最も多く、ついで米国、韓国・朝鮮、英国、フランスと続く。学術研究の分野での国際化の進展と、アジアからの研究者が増加している点に注目したい。

「興行」は395人であるが、フィリピン出身者がその半数以上を占めており、その労働の現場・実態に目を向ける必要がある。

3 行政区別分布と居住地域の特性

外国人登録者を行政区別で見ると、いくつかの特性が見られる。表5の2006年末の数値から見ると、

外国人登録者の総数では伏見区、南区、左京区、右京区の4区が多く、26,633人で、全外国人登録人口の約63%を占めている。外国人登録者の行政区人口に占める比率で見ても、南区の6.5%が最も高く、左京区の3.5%、伏見区の3.0%、右京区の2.9%が続く。

表5において、前回調査時の前年の1996年以降、今回調査時の前年の2006年までの、行政区別の推移を分析する。全市ではこの10年の間に外国人登録人口が微減していることは第1節で述べたとおりである。これを行政区別で見ると次のような特徴がある。まず、100人以上増加している区は、伏見区の504人をトップに、下京区の404人、上京区の347人、東山区の206人、山科区の136人と続く。伏見区を除くこれらの行政区は、前回調査時点では外国人登録者が少ない区であった。ところが年次推移からみると、1996年以降、いずれも増加が顕著にみられる。一方、減少が著しいのは南区の1,376人が断然多く、ついで右京区の776人、西京区の530人、左京区の132人である。その要因を示していると思われるものが表6の国籍別登録者数である。

減少区である南区・右京区・西京区はいずれも韓国・朝鮮籍者が圧倒的に多い地域である。南区では外国人登録者数の約89%、右京区では同じく約80%、西京区では約81%が韓国・朝鮮籍者であることから、その減少はこの人々の減少であると考えられる。転出ということも考えられるが、やはり一世の死去、または日本国籍の取得、子どもの日本国籍登録といった要因が重なってこのような数値となってあらわれてきていると思われる。注目しておきたいのは伏見区で、8,494人の外国人登録者のうち、伏見区全域（深草・醍醐支所管内を含む）では韓国・朝鮮籍者4,872人について、中国籍者が市内全域の8,353人の3分の1に近い2,793人が居住している、という事実である。これは留学生寮や日本語学校の存在の影響も考えられるが、中国からの帰国者の家族・親族などの居住が集中しているためと考えられる。これらの中国帰国者の家族・親族の周囲には、日本国籍ながら、日本語が話せない、読み書き能力のほとんどない帰国者自身も居住しているということも考慮しなければならない。

表1 京都市における国籍別外国人登録者数（平成18年12月末現在、単位：人）

国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国又は朝鮮	27,695	パキスタン	21	ノルウェー	3
中国	8,353	フィンランド	20	パラグアイ	3
米国	1,083	ウクライナ	19	スロベニア	3
フィリピン	948	ナイジェリア	18	チュニジア	3
英国	354	ボリビア	17	ベネズエラ	3
タイ	285	ブルガリア	16	ザンビア	3
オーストラリア	284	ラオス	16	コンゴ民主共和国	2
カナダ	282	無国籍	16	キューバ	2
フランス	269	コロンビア	15	ホンジュラス	2
インドネシア	220	ハンガリー	15	カザフスタン	2
ロシア	188	アルゼンチン	14	リトアニア	2
ベトナム	180	カンボジア	14	モルドバ	2
ドイツ	174	デンマーク	13	ニカラグア	2
インド	173	オーストリア	12	パナマ	2
ブラジル	143	チェコ	11	サウジアラビア	2
イタリア	92	エチオピア	10	トンガ	2
モンゴル	87	南アフリカ共和国	9	トリニダード・トバゴ	2
ニュージーランド	82	アルジェリア	8	アンゴラ	1
エジプト	81	コートジボワール	8	アゼルバイジャン	1
マレーシア	81	ケニア	8	バーレーン	1
ペルー	69	スーダン	8	ブルネイ	1
ネパール	64	タンザニア	8	ブルキナファソ	1
スリランカ	64	セルビア・モンテネグロ	8	コスタリカ	1
バングラデシュ	60	ジャマイカ	7	クロアチア	1
イラン	55	ポルトガル	7	キプロス	1
ルーマニア	50	チリ	6	赤道ギニア	1
メキシコ	48	ギリシャ	6	フィジー	1
スペイン	45	モロッコ	6	アイスランド	1
スイス	43	ヨルダン	5	キルギス	1
オランダ	41	ウズベキスタン	5	ルクセンブルク	1
イスラエル	39	アフガニスタン	4	ミクロネシア	1
スウェーデン	35	ブータン	4	シリア	1
アイルランド	29	ドミニカ共和国	4	ウガンダ	1
ベルギー	28	エストニア	4		
ポーランド	27	マリ	4		
シンガポール	27	スロバキア	4		
ミャンマー	25	ガーナ	3		
トルコ	23	ラトビア	3	合計	42,258

*国籍名は、外国人登録法上の表示による。

表2 在留資格別外国人登録者数（平成18年12月末現在，単位：人）

	全国	東京都	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
永住者	837,521	116,597	85,528	9,530	37,037	146,651	68,877
（一般永住者）	394,477	64,839	48,842	3,786	5,217	29,398	15,840
（特別永住者）	443,044	51,758	36,686	5,744	31,820	117,253	53,037
非永住者	1,247,398	248,115	122,986	20,921	17,176	65,877	33,311
（日本人の配偶者等）	260,955	40,454	25,535	5,393	2,646	12,826	6,068
（定住者）	268,836	20,739	46,373	10,117	1,193	11,411	5,653
（留学）	131,789	40,536	6,753	735	4,637	12,342	3,860
（家族滞在）	91,344	34,897	5,850	286	1,556	4,851	3,449
（興行）	21,062	2,265	1,902	348	464	614	416
（研修）	70,519	1,736	7,158	1,143	537	2,192	2,126
（人文知識・国際業務）	57,323	22,532	3,117	203	972	5,247	1,783
（就学）	36,721	16,667	1,151	49	1,436	2,265	1,643
（技術）	35,135	13,481	1,951	124	216	1,431	772
（技能）	17,869	6,350	1,995	58	268	991	538
（企業内転勤）	14,014	6,470	1,093	45	60	621	324
（永住者の配偶者等）	12,897	2,568	1,379	119	224	1,415	611
（教育）	9,511	1,063	292	133	232	502	590
（教授）	8,525	1,876	629	64	743	615	337
（その他）	210,898	-	-	-	-	-	-
総数	2,084,919	364,712	208,514	30,451	54,213	212,528	102,188

*特別永住者：1952年サンフランシスコ講和条約発効以前に日本に居住していた旧植民地出身者およびその子孫

*その他の在留資格：宗教、芸術、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、文化活動、短期滞在、特定活動、特別永住者申請中、その他

表3 京都市における外国人登録者数の推移（単位：人）

年 西暦 平成	総数		韓国・朝鮮		中国		米国		フィリピン		英国		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1989 元	42,762		37,206	87.0%	2,705	6.3%	931	2.2%	354	0.8%	237	0.6%	1,329	3.1%
1990 2	42,917		37,020	86.3%	2,983	7.0%	964	2.3%	379	0.9%	227	0.5%	1,344	3.1%
1991 3	43,669		37,024	84.8%	3,274	7.5%	1,000	2.3%	450	1.0%	253	0.6%	1,668	3.8%
1992 4	44,423		36,780	82.8%	3,910	8.8%	1,032	2.3%	461	1.0%	278	0.6%	1,962	4.4%
1993 5	44,309		36,315	82.0%	4,164	9.4%	995	2.3%	421	1.0%	295	0.7%	2,119	4.8%
1994 6	44,299		35,773	80.8%	4,456	10.1%	957	2.2%	446	1.0%	240	0.5%	2,427	5.5%
1995 7	43,941		35,493	80.8%	4,466	10.2%	863	2.0%	439	1.0%	303	0.7%	2,377	5.4%
1996 8	43,565		34,914	80.1%	4,420	10.2%	921	2.1%	480	1.1%	302	0.7%	2,528	5.8%
1997 9	43,390		34,393	79.3%	4,539	10.5%	951	2.2%	554	1.3%	319	0.7%	2,634	6.1%
1998 10	43,126		33,686	78.1%	4,945	11.5%	966	2.2%	559	1.3%	317	0.7%	2,653	6.2%
1999 11	42,769		33,112	77.4%	5,260	12.3%	905	2.1%	557	1.3%	309	0.7%	2,626	6.1%
2000 12	42,755		32,427	75.8%	5,754	13.5%	916	2.1%	629	1.5%	343	0.8%	2,686	6.3%
2001 13	43,514		31,800	73.1%	6,768	15.6%	959	2.2%	722	1.7%	339	0.8%	2,926	6.7%
2002 14	43,699		31,107	71.2%	7,366	16.9%	989	2.3%	757	1.7%	336	0.8%	3,144	7.2%
2003 15	43,603		30,021	68.9%	8,086	18.5%	1,020	2.3%	863	2.0%	350	0.8%	3,263	7.5%
2004 16	42,897		29,044	67.7%	8,099	18.9%	1,008	2.4%	953	2.2%	351	0.8%	3,442	8.0%
2005 17	42,618		28,426	66.7%	8,175	19.2%	1,051	2.5%	957	2.3%	354	0.8%	3,655	8.6%
2006 18	42,258		27,695	65.5%	8,353	19.8%	1,083	2.6%	948	2.2%	354	0.8%	3,825	9.1%

*各年12月31日現在の登録者数

表4 京都市における在留資格・国籍別外国人登録者数(平成18年12月末現在, 単位: 人)

	全市	韓国・朝鮮	中国	米国	フィリピン	英国	オーストラリア	カナダ	フランス	タイ	インドネシア	その他
教授	663	67	154	73	12	39	21	25	36	15	7	214
芸術	16	0	3	6	0	0	0	0	3	0	0	4
宗教	98	16	2	25	9	0	1	5	0	7	0	33
報道	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
投資経営	18	3	7	2	0	0	0	1	1	0	0	4
法律会計業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究	42	9	9	2	2	0	1	0	7	1	0	11
教育	145	3	7	53	0	30	11	21	2	0	0	18
技術	156	9	73	7	8	4	0	3	9	0	0	43
人文知識国際業務	856	29	285	166	4	101	97	86	15	2	1	70
企業内転勤	52	3	32	3	4	3	0	1	3	0	0	3
興行	395	17	57	1	202	1	0	0	2	0	6	109
技能	253	4	164	1	2	3	1	2	0	22	7	47
文化活動	278	29	72	97	1	1	1	1	12	1	1	62
短期滞在	336	45	126	18	32	7	4	7	5	3	2	87
留学	4,419	595	2,741	172	27	33	23	25	47	87	52	617
就学	1,487	90	1,230	13	4	3	3	4	8	38	11	83
研修	227	4	140	1	15	0	0	1	0	19	11	36
家族滞在	1,391	239	616	64	15	10	15	12	20	7	59	334
特定活動	241	24	124	0	1	7	31	20	10	0	7	17
特別永住者	25,006	24,919	43	21	2	2	9	5	0	0	0	5
特別永住者申請中	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永住者	3,552	960	1,617	202	283	62	29	33	53	22	14	277
日本人の配偶者等	1,603	274	479	130	222	40	33	26	32	49	36	282
永住者の配偶者等	176	98	56	2	11	0	2	0	0	2	0	5
定住者	643	175	267	17	73	4	1	4	1	7	1	93
その他	193	74	48	6	19	3	1	0	3	3	5	31
合計	42,258	27,695	8,353	1,083	948	354	284	282	269	285	220	2,485

表5 京都市における行政区別外国人登録者数推移(平成8年度~18年度, 単位: 人)

年度	全市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
1996 H8.12	43,565	2,780	1,654	6,071	2,325	934	2,290	1,386	7,757	6,595	3,783	7,990
1997 H9.12	43,390	2,802	1,667	6,046	2,371	917	2,244	1,408	7,524	6,593	3,681	8,137
1998 H10.12	43,126	2,763	1,608	6,019	2,386	876	2,273	1,466	7,420	6,461	3,719	8,135
1999 H11.12	42,769	2,769	1,610	6,014	2,367	866	2,308	1,478	7,246	6,380	3,634	8,097
2000 H12.12	42,755	2,773	1,674	6,014	2,328	967	2,333	1,542	7,153	6,262	3,572	8,137
2001 H13.12	43,514	2,784	1,759	6,284	2,369	1,073	2,471	1,580	7,107	6,147	3,573	8,367
2002 H14.12	43,699	2,739	1,923	6,433	2,414	1,081	2,468	1,623	6,936	6,094	3,484	8,504
2003 H15.12	43,603	2,712	1,915	6,426	2,401	1,155	2,546	1,637	6,780	5,956	3,433	8,642
2004 H16.12	42,897	2,704	1,956	6,216	2,315	1,160	2,459	1,680	6,603	5,895	3,344	8,565
2005 H17.12	42,618	2,645	1,962	6,144	2,301	1,184	2,485	1,785	6,486	5,911	3,286	8,429
2006 H18.12	42,258	2,726	2,001	5,939	2,289	1,140	2,426	1,790	6,381	5,819	3,253	8,494

表6 京都市における国籍・行政区別外国人登録者数（平成18年12月末現在、単位：人）

国名	全市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
韓国又は朝鮮	27,695	1,867	915	2,831	1,482	504	1,362	913	5,650	4,648	2,651	4,872
中国	8,353	368	530	1,527	453	411	350	535	450	640	296	2,793
米国	1,083	140	130	296	59	31	65	67	21	114	66	94
フィリピン	948	35	37	83	42	70	230	27	88	93	34	209
英国	354	41	34	83	31	11	46	31	11	31	9	26
タイ	285	19	33	103	12	17	8	20	9	20	17	27
オーストラリア	284	18	39	52	21	19	34	24	16	35	5	21
カナダ	282	30	25	58	15	15	34	22	10	37	9	27
フランス	269	26	49	87	21	6	12	22	4	19	14	9
インドネシア	220	18	21	58	19	3	27	13	5	10	4	42
ロシア	188	6	7	27	8	8	90	1	4	8	7	22
ベトナム	180	12	8	84	10	2	1	9	32	2	5	15
ドイツ	174	25	15	55	13	4	7	3	3	20	14	15
インド	173	4	3	43	4	7	29	20	6	14	13	30
ブラジル	143	2	18	27	8	1	10	5	12	13	14	33
イタリア	92	7	17	30	12	1	1	5	2	11	3	3
モンゴル	87	7	5	43	9	6	3	0	3	4	4	3
ニュージーランド	82	11	7	18	12	2	5	5	1	7	4	10
エジプト	81	2	4	18	0	0	10	1	14	0	1	31
マレーシア	81	3	5	43	0	1	7	1	2	1	4	14
ペルー	69	1	3	5	6	0	3	6	7	8	2	28
ネパール	64	2	3	15	7	0	3	7	0	0	8	19
スリランカ	64	2	12	9	5	0	4	9	5	1	7	10
バングラデシュ	60	0	1	31	0	0	4	0	1	2	7	14
イラン	55	2	2	24	1	0	1	2	4	1	3	15
ルーマニア	50	5	0	7	2	0	24	1	0	0	8	3
メキシコ	48	2	5	12	2	1	2	0	1	5	3	15
スペイン	45	4	3	12	5	0	1	3	1	9	1	6
スイス	43	4	9	9	1	0	3	5	1	6	3	2
オランダ	41	2	0	20	3	1	0	4	0	7	4	0
イスラエル	39	3	3	14	0	1	1	7	0	3	4	3
スウェーデン	35	2	2	18	1	5	1	2	0	3	0	1
アイルランド	29	3	5	5	5	1	2	1	1	4	1	1
ベルギー	28	5	4	9	3	0	1	0	1	3	0	2
ポーランド	27	3	6	7	0	1	7	0	0	1	1	1
シンガポール	27	1	2	7	1	1	5	3	1	1	1	4
ミャンマー	25	6	2	6	1	1	2	5	2	0	0	0
トルコ	23	1	2	8	1	0	0	0	0	6	0	5
パキスタン	21	2	0	3	0	1	1	1	1	2	9	1
フィンランド	20	2	6	7	0	1	0	0	0	0	1	3
ウクライナ	19	0	1	12	0	0	2	1	0	1	0	2
ナイジェリア	18	1	1	5	0	1	4	0	0	1	0	5
ボリビア	17	0	0	1	1	0	0	0	5	0	0	10
ブルガリア	16	0	1	9	0	0	2	0	1	0	0	3
ラオス	16	0	1	10	0	1	1	0	0	0	0	3
無国籍	16	0	0	5	1	0	3	1	0	3	1	2
コロンビア	15	0	1	7	1	0	0	0	0	2	2	2
ハンガリー	15	0	2	6	0	0	2	0	0	3	0	2
アルゼンチン	14	0	2	6	0	0	3	0	0	0	0	3
カンボジア	14	0	6	2	1	0	1	0	3	0	0	1
デンマーク	13	4	0	5	0	1	1	0	0	2	0	0
オーストリア	12	4	0	1	2	2	1	1	0	1	0	0
チェコ	11	3	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1
エチオピア	10	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	1
南アフリカ共和国	9	1	3	1	0	0	1	1	0	2	0	0
アルジェリア	8	0	0	1	0	0	0	0	0	6	1	0
コートジボワール	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
ケニア	8	0	0	2	0	0	2	0	1	0	2	1
スーダン	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4
タンザニア	8	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	1
セルビア・モンテネグロ	8	2	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0
ジャマイカ	7	1	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0
ポルトガル	7	1	0	3	1	0	0	0	0	1	1	0
チリ	6	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
ギリシャ	6	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	0

モロッコ	6	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	1
ヨルダン	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ウズベキスタン	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アフガニスタン	4	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0
ブータン	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
ドミニカ共和国	4	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
エストニア	4	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0
マリ	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
スロバキア	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ガーナ	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
ラトビア	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
ノルウェー	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
パラグアイ	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
スロベニア	3	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
チュニジア	3	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
ベネズエラ	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
ザンビア	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
コンゴ民主共和国	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
キューバ	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ホンジュラス	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
カザフスタン	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
リトアニア	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
モルドバ	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
ニカラグア	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
パナマ	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
サウジアラビア	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
トンガ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
トリニダード・トバゴ	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
アンゴラ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アゼルバイジャン	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
バーレーン	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルネイ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルキナファソ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
コスタリカ	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
クロアチア	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
キプロス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
赤道ギニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
フィジー	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キルギス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ルクセンブルク	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ミクロネシア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
シリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ウガンダ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	42,258	2,726	2,001	5,939	2,289	1,140	2,426	1,790	6,381	5,819	3,253	8,494
国名	全市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区

*西京区は洛西を、伏見区は深草および醍醐を、それぞれ含んでいる。

表7 京都市における在住外国人施策の略年表

1968年5月	*識字学級の開設/市立郁文中学校二部学級
1973年4月	*全ての在住外国人への国民健康保険適用の実施
1976年9月	*生活保護による外国人教育扶助の開始
1977年4月	*中国帰国者の児童・生徒のための日本語教室の開設/市立明德小学校
1978年10月	*「世界文化自由都市宣言」の発表
1982年1月	*法改正により国民年金適用における国籍要件の撤廃
	*法改正により児童手当支給における国籍要件の撤廃
4月	*市内民族学校への助成の開始
10月	*「外国人登録法に関する市会意見書」の可決
1985年3月	*外国人登録法に関する11区長連名による要望(1回目)の提出
4月	*市内民族学校の「京都市中学校体育連盟」への加盟
1987年4月	*市内民族学校の「京都市中学校総合文化祭」への参加
1988年4月	*私費留学生に対する授業料減免措置の開始/市立芸術大学
1989年9月	*国際交流会館の開館
	*生活ガイドブック(英語版)の第1集配布/国際交流協会
	*「京都市国際交流推進大綱」の策定
1990年3月	*向島学生センターの開館
1991年4月	*民族学校児童・生徒就学援助費交付事業の開始
6月	*市営住宅入居における全面門戸開放(国籍要件の全面撤廃)
	*外国人専門相談窓口の開設/国際交流協会
1992年3月	*「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する、民族差別をなくす教育の推進について―」の策定
4月	*民族学校出身者の受験者資格の認定/市立芸術大学
	*「民族の文化にふれる集い」(1回目)の開始/本願寺会館
1993年3月	*「新京都市基本計画」の策定
	*「在日外国人高齢者および障害者に対する国民年金適用の特例措置を求める意見書」の可決
12月	*「定住外国人の人権保障の確立に関する決議」の可決
	*外国人留学生への医療費貸付制度の発足/国際交流協会
1994年4月	*外国人留学生国民健康保険料補助制度の発足/国際交流協会
10月	*「外国人学校に対する処遇の抜本的な是正と拡充を求める意見書」の可決
	*外国人重度障害特別給付金の支給開始
1995年4月	*国際化推進室の設置
9月	*「京都市在住韓国・朝鮮人生活史・意識調査」の実施
1996年3月	*「定住外国人に地方参政権を付与する独立立法の制定に関する意見書」の可決
8月	*外国人向けラジオ放送「FM COCOLO」における京都市に関する情報提供の開始
1997年1月	*「京都市在住外国人意識・実態調査」の実施
8月	*京都インターナショナルスクール及び関西フランス学院の小学校跡地暫定利用の開始
11月	*「京都市国際化推進大綱」の策定
	*民族学校出身者の受験者資格の認定/市立看護短期大学
1998年7月	*「京都市外国籍市民施策懇話会」の創設
1999年1月	*高齢外国籍市民福祉給付金の支給開始
2001年6月	*市職員採用(一般事務職、一般技術職および学校事務職)の受験資格から、永住者・特別永住者につき国籍条項を撤廃
2001年9月	*「京都地域留学生住宅保証制度」を創設
2004年4月	*「医療通訳派遣事業」開始
2004年10月	*京都市内の小学校の国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する事業「国際理解プログラム(PICNIK)を実施(国際交流協会)
2005年9月	*「京都市における言葉のサポートに関するニーズ調査」の実施(国際交流協会)
2006年6月	*「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業(外国人福祉委員)」の実施
2007年6月	*「京都市外国籍市民意識・実態調査」の実施
2007年10月	*「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」開始